

令和4年 第11回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第11回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年12月1日 午後3時55分～午後4時25分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第5 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)</p> <p>日程第7 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(令和4年12月6日公告予定分)</p> <p>日程第9 協議第1号 令和5年美瑛町農業委員会総会日程について</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 只今から、令和4年第11回美瑛町農業委員会総会を開会致します。
- 本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。
- これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席ください。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会 長 皆さんご苦労さまです。また、足元の悪い中ですね。ご参集いただき、ありがとうございます。昨日の夜からですね、雪が降って、根雪になるのではないかと。もう結構30センチ以上降ったところもあると聞いております。今日は、昼からですね、第2班の方々に出ていただきまして、現地確認してまいりました。寒い中、大変ありがとうございます。
- 今日はですね、総会后、農友会の総会がございます。短時間のうちに終わらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- また、結婚相談員の大森さんが、明日から東京で婚活に関わる発表があるということで、明日の朝一に発って東京で発表してくるということで、これまでの大森さんがですね、2回、釧路と札幌のほうで2回の発表をしていると。やっぱり、そういう実績もございますので、大森さんには、美瑛町農業委員会の花嫁対策の実績を発表するというので、頑張ってきていただきたいなと思っている次第です。
- 6時から農友会の総会がございますので、また、挨拶もそのときにしなくてはいけないですけども、これで挨拶とさせていただきます。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【無しの声】

- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、2番、真田委員、10番、森平委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。1番、令和4年11月1日、令和4年第10回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長ほか12人委員が出席しております。2番、同じく11月1日、令和4年度、町長と農業委員との意見交換会を開催し、会長ほか12人が出席しております。3番、11月12日、令和4年度、東京びえい会総会が3年ぶりに開催され、会長と職務代理の2名が出席しております。4番、11月14日から18日にかけて、令和4年度、美瑛町農業委員道外視察研修を実施し、会長ほか9委員及び、元委員3名が参加しております。5番、11月19日から20日までの2日間、旧俵真布小学校跡地で活動しているチカラノさんの協力を得て、今回初の試みとしてネイチャーリング婚活を実施し、男女13名の参加をしていただいております。地元委員であります職務代理が出席しております。6番、11月28日、美瑛町議会第6回臨時会が開催され、会長が出席しております。7番、11月29日、令和4年度第2回一般財団法人美瑛町農業振興機構理事会が開催され、会長が出席しております。以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
- 議 長 議案第1号、番号1番の件について、審議いたします。
番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、それでは議案第1号土地の現況証明願の交付についてでございます。農地法関係事務処理要綱の規定に基づき、土地の現況証明願の提出のありました、XXXXXXXXXXさんの証明書交付の可否について次のとおり審議を求めるものでございます。番号1番、土地表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX、1筆、地目、登記簿、田、現況、非農地、面積1,480平米でございます。土地所有者及び申請者は、XXXXXXXXXXのXXXXXXXXXX

■■■■さんでございます。農振農用地区域外、都市計画区域外となっております。この土地につきましては農地としての利用は無く、既に原野化がされているため、土地の地目変更登記の申請を予定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 ただいま事務局からの報告のとおりです。この農地は、JR富良野線沿いの■■■■の外れにあり、条件的にあまり良い農地ではなく、ここ数年、作付も全く行っていないということからですね、やむを得ないことだと思います。先ほど現地確認もさせていただきました。宜しくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 ありがとうございます。番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい。ただいま、地元■■■■委員のほうから報告がございました。現地のほうも確認して、第2班で確認してまいりまして、雑木等があり、かなり荒れている状態で、非農地ということで、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長 長 ありがとうございます。
これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 次に、日程第5、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
それでは、議案第2号、番号1番の件について事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは、議案第2号でございます。美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外となって

ございます。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すもので審議をよろしくお願いいたします。

番号1番、[]、地番[]外2筆、面積計25,382平米につきまして、登記簿及び現況は畑、それから原野とちよつと混ざっている状況でございますが3筆でございます。所有者、[]、[]、申請者、[]の[]さんでございます。除外の目的は10年以上前から畑として現在使用しておらず、既に山林化しておる、おり、今後も農地の利用が困難のための除外となっております。許可理由といたしましては農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1の④及び2の(1)のウに基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議長 長 議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を、[]班長よりお願いいたします。

○[]班長 はい。ただいま、事務局から説明あったとおりでございます。この土地も先ほど、現地のほう確認してまいりまして、雑木等が生えてですね、農地としてかなり前から使われていなかったのかなと思われま。傾斜もきついですし、農振除外で問題ないかと思われま。よろしくお願いいたします。

○議長 長 ありがとうございます。議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 次に、日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。議案第3号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。それでは議案第3号になります。農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借になります。農地法第3条の規定により農地の賃貸借設定の申請がありました、貸主、[]さんから、借主、[]さん、1件

の許可の可否について審議を求めるものでございます。今回審議いただき、この議案第3号で審議していただく1案件につきましては、農地法3条の第2項各号には該当しないため、要件は全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等も問題ないかと思えます。また、農業委員会から定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

それでは番号1番、土地表示、字名、[REDACTED]、地番[REDACTED]外8筆、面積計217,710平米につきましては、貸主、[REDACTED]さんから借主、[REDACTED]への賃貸借権利設定の申請でございます。申請か所はJR美瑛駅から[REDACTED]に約7kmの箇所で賃貸借設定の理由といたしまして、貸主は借主の意向を受け貸付けしたい。借主は経営規模拡大のため、当該農地を受け、借受けしたいということでございます。[REDACTED]につきましては、今回、新規ということになります。[REDACTED]さんの息子さんであります[REDACTED]さんが代表になりまして立ち上げた法人となっております。また[REDACTED]さんがその法人の役員となっており、その基盤から農林課にて、今、認定農業者の申請中という形になってございます。本総会で可決をもって認定となる予定でございます。なお、適格法人としての要件を満たしている状況でございます。資料につきましては、本日、お配りした資料のほうをご確認していただきまして、審議のほうよろしくお願ひしたいと思えます。その他、詳細につきましては、別途お配りしたこの資料と、議案の3ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[REDACTED]委員から補足説明をお願いします。

○[REDACTED]委員 はい。今事務局の説明があったとおりです。[REDACTED]さんは、[REDACTED]さんのもとで10年以上農業をされており、2～3年ほど前から法人化を考えておりました。この度、法人を立ち上げて、[REDACTED]さんへの移譲を考えておりました。どうかよろしくお願ひいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。議案第1号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。議案第4号になります。農地法3条の規定による、許可申請について、使用貸借の件になります。農地法第3条の規定により、農地の使用貸借権利設定の申請がありました、貸主、■■■■さんと借主、■■■■さん外2件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第4号で審議していただく、この3案件につきましては、農地法3条第2項の各号に該当しないため、要件を全て満たしていると思われること。機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。
- それでは番号1番になります。土地表示、字名、■■■■、地番■■■■外60筆、面積計253,623平米につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの使用貸借による権利設定の申請となっております。申請か所はJR美瑛駅から■■■■に約8.2キロの箇所で使用貸借の設定の理由といたしまして、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借受したいということでございます。期間は許可日から20年間の予定となっております。詳細につきましては、議案の4ページ5ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■■■■委員から補足説明をお願いいたします。
- 委員 はい。ただいまの事務局の説明のとおりです。この件は経営移譲によるものだと思います。■■■■さんは、卒業後、10数年にわたり、親元である■■■■さんのところで、就農しており、現在では、ひと通り仕事も覚え、この後、問題なく営農できるかなと思っています。また農協青年部や地区のすずらんクラブという団体に属しており、意欲的にこなしております。この先、地区でも有望な人だと思っています。よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。

す。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第4号、番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。番号2番です。土地表示、字名、[REDACTED]。地番[REDACTED]外164筆でございます。面積計990,340平米につきましては、貸主、[REDACTED]さんから借主、[REDACTED]さんへの使用貸借による権利設定の申請でございます。申請か所はJR美瑛駅から[REDACTED]に約4.2kmの箇所で使用貸借設定の理由は、貸主は後継者である借主への貸付けをしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により、借受けしたいとのことでございます。期間は許可日から30年間の予定でございます。詳細につきましては議案の6ページから11頁をご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、[REDACTED]委員から補足説明をお願いいたします。

- [REDACTED]委員 はい、事務局の説明のとおりです。[REDACTED]さんは地域でも堅実な経営をしており、今後、優良な[REDACTED]となると思っております。特に問題ないかなと思っております。よろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第4号、番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号3番になります。土地表示、字名■■■■■、地番■■■■■外30筆、面積計492,663.67平米につきましては、貸主、■■■■■さんから借主、■■■■■さんへの使用貸借による権利設定の申請でございます。申請か所はJR美瑛駅から■■■■■に約4kmの箇所、使用貸借の設定の理由といたしまして、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農を確立させるため、申請地を使用貸借により借受けしたいとこのことでございます。期間は許可日から20年間となっております。詳細につきましては議案12ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員の■■■■■委員のほうから補足説明をお願いします。
- 委員 ■■■■■君は、高校を出て、あの■■■■■高校の農業の専門学校のようなところを出まして、就農して、もう13~14、年経つかと思います。■■■■■地区のリーダーとして、日々活躍しているところでございます。何ら問題ないかと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画、案につ

いて、令和4年12月6日公告予定分の件を議題とします。

○議長 議案第5号、番号1番から番号3番までの件について一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農用地利用集積計画案について、令和4年第10回令和4年12月6日公告予定分、公益財団法人北海道農業公社外2件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転3件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番及び2番につきましては、保有合理化事業による5年間の賃貸借期間が終了し、北海道農業公社から売渡しになるものです。番号1番、公益財団法人北海道農業公社から、■■■■、■■■■さんへの売買、田7筆、畑17筆、計274,942平米、21,297,000円で10アール当たり田100,000円。畑71,600円です。番号2番、公益財団法人北海道農業公社から、■■■■、■■■■さんへの売買、田1筆、20,976平米、5,244,000円で10アール当たり250,000円です。番号3番につきましては、受け手の希望により、北海道農業公社から早期の売渡しになるものです。番号3番、公益財団法人北海道農業公社から、■■■■、■■■■さんへの売買、田12筆、100,015.74平米、25,000,000円で10アール当たり250,000円です。

以上設定を受けるもの、3件2名1法人、設定をするもの3件3法人、田20筆、177,775.74平米。畑17筆、218,158平米。計37筆、395,933.74平米。以上で説明終わります。

○議長 長 これより、議案第5号、番号1番から番号3番までの件について質疑に入ります。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第5号、番号1番から番号3番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第7、協議第1号、令和5年美瑛町農業委員会総会開催日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、協議1号、令和5年美瑛町農業委員会総会の開催日程について審議をお願いいたします。例年、慣習に基づきまして原則月初めという形で総会の予定を入れさせていただいております。第1回から第11回までとなっております。それに伴いまして申請書の提出期限が約2週間ほど前の18日頃までの提出をお願いしてもらうような形で組みさせていただきました。また、来年の令和5年につきましては、第6回の総会が改選後の初の総会であるということから、会長等の互選などを行うことのみになりますので、申請書の提出期限が空欄としてあります。以上で説明を終わります。

○議 長 協議第1号について、発言のある方は、挙手願います。

【無しの声】

○議 長 このような日程で、よろしいでしょうか。

【はいの声】

○議 長 これで、協議第1号を終わります。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告及び協議事項は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第11回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 4年12月 1日

美瑛町農業委員会 会長

只 野 透

美瑛町農業委員

真 田 佳 則

美瑛町農業委員

森 平 敏 文